

石巻市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年11月25日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 財務部  
財政課、行政経営課、市民税課、資産税課及び納税課
- 2 監査期間 令和3年10月1日から同年11月25日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年3月から令和3年8月までに執行された一般事務及び財務に関する事務
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
  - (1) 勧告事項 ー
  - (2) 指摘事項 ー
  - (3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み
  - (4) 注意事項 担当部署に対し別途注意済み